

議案第87号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月3日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和47年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「9,350円」を「9,740円」に、「14,300円」を「14,900円」に、「19,300円」を「20,100円」に、「7,720円」を「8,690円」に、「12,400円」を「13,900円」に、「17,000円」を「19,100円」に、「830円」を「860円」に、「83円」を「86円」に、「50円」を「52円」に、「8,180円」を「8,520円」に、「5,010円」を「5,210円」に、「16,700円」を「17,300円」に、「23,400円」を「24,600円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「190円」を「200円」に、「340円」を「360円」に、「500円」を「520円」に、「750円」を「780円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「1,500円」を「1,560円」に、「2,000円」を「2,080円」に、「3,500円」を「3,650円」に、「5,010円」を「5,210円」に、「10,000円」を「10,400円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「14,800円」を「17,300円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「16,

700円」を「17,300円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「11,700円」を「12,300円」に、「7,020円」を「7,400円」に、「10,400円」を「11,000円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「230円」を「240円」に、「23,400円」を「24,600円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「23,400円」を「24,600円」に、「13,300円」を「13,900円」に、「230円」を「240円」に、「234,000円」を「246,700円」に、「117,000円」を「123,300円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「16,700円」を「17,300円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「23,400円」を「24,600円」に、「8,640円」を「10,300円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「16,700円」を「17,300円」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したものについては、なお従前の例による。

#### (提案理由)

固定資産税に係る固定資産の評価替えに伴い、道路占用料を改定する必要がある。